

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○健康増進法施行細則……………	(地域保健課) 112
告 示	
○一般競争入札の実施……………	(防災消防課) 114
○平成15年度第2回北海道アウトドアガイド試験の実施……………	(地域政策課) 115
○一般競争入札の資格に関する公示……………	(循環型社会推進課) 116
○一般競争入札の実施……………	(循環型社会推進課) 117
○平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定(経済部所管分 その2)……………	(経済部総務課) 118
○大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)の届出……………	(地域産業課) 121
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(変更)の届出(2件)……………	(地域産業課) 122
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(土地改良指導課) 124
○道営土地改良事業計画の決定……………	(土地改良指導課) 124
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(土地改良指導課) 124
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定……………	(土地改良指導課) 124
○農林水産大臣権限の種畜証明書の交付の通知……………	(酪農畜産課) 124
○家畜伝染病の発生……………	(酪農畜産課) 125
○一般競争入札の実施……………	(森林計画課) 125
○知事権限に係る保安林の指定……………	(治山課) 126
○建設業者に対する監督処分……………	(建設情報課) 126
○一般競争入札の実施……………	(計画管理課) 127
○平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定(建設部所管分 その2)……………	(建設部総務課) 128
○一般競争入札の実施……………	(建設部総務課) 131
○公共測量の実施の通知(3件)……………	(建設部総務課) 132
○基本測量の実施の通知……………	(建設部総務課) 132
○土地収用法による事業の認定……………	(建設部総務課) 132
○道路の区域の変更……………	(道路整備課) 133
○道路の供用の開始……………	(道路整備課) 133

○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(道路整備課) 133
公 告	
○公募型プロポーザルの実施……………	(自然環境課) 134
支 庁 告 示	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………	134
札幌医科大学告示	
○一般競争入札の実施(3件)……………	134
道教育庁十勝教育局告示	
○一般競争入札の実施……………	137
道選挙管理委員会告示	
○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正……………	138
石狩後志海区漁業調整委員会告示	
○石狩後志海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程……………	139
石狩後志海区漁業調整委員会指示	
○浜益河口付近における「さけ・ます」採捕の制限……………	139
檜山海区漁業調整委員会告示	
○檜山海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程……………	139
網走海区漁業調整委員会告示	
○網走海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程……………	140
留萌海区漁業調整委員会告示	
○留萌海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程……………	140
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	140
○特定調達契約に係る入札の公告……………	141

公布された規則のあらまし

◇健康増進法施行細則(規則第100号)

1 趣旨

健康増進法(以下「法」という。)の制定に伴い、その施行に必要な事項を定めることとするため、この規則を制定することとした。

8月は北方領土返還要求運動強調月間です。

2 内容

- (1) 法の施行については、健康増進法施行令及び健康増進法施行規則（以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則に定めるところによることとした（第1条関係）。
- (2) 次に掲げる届出書等の様式を定めることとした。
- ア 給食事業の開始の届出書（第2条及び別記第1号様式）
- イ 給食事業届出事項の変更の届出書（第3条第1項及び別記第2号様式）
- ウ 給食事業の休止又は廃止の届出書（第3条第2項及び別記第3号様式）
- エ 特定用途表示の許可等の申請書（第4条及び別記第4号様式）
- (3) 法及び省令の定めるところにより知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類（所在地を所管する保健所長に提出する書類を含む。）は、所在地が地域保健法の政令で定める市の区域内にある場合を除き最寄りの保健所長を経由しなければならないこととした（第5条関係）。
- 3 施行期日
- この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

健康増進法施行細則をここに公布する。

平成15年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第100号

健康増進法施行細則

（趣旨）

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）の施行については、健康増進法施行令（平成14年政令第361号）及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。（給食事業の開始の届出）

第2条 法第20条第1項の規定による開始の届出は、別記第1号様式の届出書により行わなければならない。

（給食事業届出事項の変更、休止又は廃止の届出）

第3条 法第20条第2項前段の規定による変更の届出は、別記第2号様式の届出書により行わなければならない。

2 法第20条第2項後段の規定による休止又は廃止の届出は、別記第3号様式の届出書によ

り行わなければならない。

（特定用途表示の許可等の申請書）

第4条 法第26条第2項（法第29条第2項において準用する場合を含む。）の申請書の様式は、別記第4号様式とし、その提出部数は、正副3部（法第29条第2項において準用する第26条第2項の規定による申請にあっては、正本1部）とする。

（書類の経由）

第5条 法及び省令の規則の定めるところにより知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類（所在地を所管する保健所長に提出する書類を含む。）は、所在地が地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令で定める市の区域内にある場合を除き最寄りの保健所長を経由しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- （栄養改善法施行細則の廃止）
- 2 栄養改善法施行細則（昭和28年北海道規則第6号）は、廃止する。
- （保健所長事務委任規則の一部改正）
- 3 保健所長事務委任規則（昭和57年北海道規則第10号）の一部を次のように改正する。
- 第8号及び第9号を次のように改める。
- （8）健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく次に掲げること。
- ア 同法第20条第1項及び第2項の規定による特定給食施設に係る届出の受理に関すること。
- イ 同法第22条の規定による栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言に関すること。
- ウ 同法第23条第1項の規定による特定給食施設の設置者に対する勧告に関すること。
- エ 同法第23条第2項の規定による特定給食施設の設置者に対する命令に関すること。
- オ 同法第24条第1項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問に関すること。
- カ 同法第27条第1項（同法第29条第2項及び第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査及び特別用途食品等の収去に関すること。
- （9）削除

別記第1号様式（第2条関係）

給 食 事 業 開 始 届 出 書

年 月 日

保健所長 様

住所

特定給食施設設置者

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

次のとおり給食事業を開始しましたので、健康増進法第20条第1項の規定により、届け出ます。

- 給食施設の名称
- 給食施設の所在地
- 給食施設の種類
- 給食の開始日又は開始予定日
- 1日の予定給食数
- 各食ごとの予定給食数

朝	食	食
昼	食	食
夕	食	食

- 管理栄養士及び栄養士の員数

管 理 栄 養 士	人
栄 養 士	人

備考 開始の日から1月以内に届け出てください。

別記第2号様式（第3条関係）

給食事業届出事項の変更届出書

年 月 日

保健所長 様

住所
特定給食施設設置者

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

次のとおり給食事業の届出事項を変更しましたので、健康増進法第20条第2項の規定

により、届け出ます。

変更した給食施設	名 称	
	所在地	
変 更 が あ っ た 事 項		変 更 の 内 容
1	給食施設の名称	(変更前)
2	給食施設の所在地	
3	給食施設の種類	
4	給食の開始日又は開始予定日	(変更後)
5	1日の予定給食数	
6	各食ごとの予定給食数	
7	管理栄養士及び栄養士の員数	
変 更 年 月 日		年 月 日

備考

- 該当項目番号に○を付してください。
- 変更内容が分かる書類を添付してください。
- 変更の日から1月以内に届け出てください。

別記第3号様式（第3条関係）

給食事業休止（廃止）届出書

年 月 日

保健所長 様

住所
特定給食施設設置者
氏名

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

次のとおり給食事業を休止（廃止）しましたので、健康増進法第20条第2項の規定により、届け出ます。

	名 称
--	-----

休止（廃止）をした給食施設	所在地
休 止 （ 廃 止 ） 年 月 日	年 月 日
休 止 （ 廃 止 ） を し た 理 由	
休 止 の 場 合 の 予 定 期 間	年 月 日～ 年 月 日

備考 休止又は廃止の日から1月以内に届け出てください。

別記第4号様式（第4条関係）

収 入
印 紙 欄

特別用途表示許可（承認）申請書

年 月 日

厚生労働大臣 様

住所
申請者
氏名 ⑤
(年 月 日生まれ)
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

次のとおり特別用途表示の許可（承認）を受けたいので、健康増進法第26条第2項（同法第29条第2項において準用する第26条第2項）の規定により、製品見本を添えて申請します。

- 1 商品名
- 2 原材料の配合割合
- 3 製品の製造方法

- 4 製品の成分分析表
- 5 許可（承認）を受けようとする特別用途表示の内容
- 6 営業所の名称
- 7 営業所の所在地
- 8 許可（承認）を受けようとする理由
- 9 熱量
- 10 特定保健用食品にあっては、当該食品が食生活の改善に寄与し、その摂取により国民の健康の維持増進が図られる理由、1日当たりの摂取目安量及び摂取をする上での注意事項
- 11 摂取、調理又は保存の方法に関し、特に注意を必要とするものについては、その注意事項

備考

- 1 法人にあっては、定款又は寄附行為を添付してください。
- 2 不要な文字は抹消して使用してください。

告 示**北海道告示第1428号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
空中消火用溶解機 1台
空中消火用可搬式動力ポンプ 2台
消防用ホース 36本
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納 入 期 日 平成15年10月31日
 - (4) 納 入 場 所 北海道知事が別途指示する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総合防災対策室防災消防課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎3階防災消防課防災連絡員室 (2) 入 札 日 時 平成15年9月10日 午後1時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便等又は電報による入札は、認めない。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 提 出 期 限 平成15年9月5日 提 出 場 所 3に同じ。 11 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課	税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるか申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道総務部総合防災対策室防災消防課 イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011－231－4111 内線 22－572 (4) この入札は、公開する。 (5) 詳細は、入札説明書による。 北海道告示第1429号 北海道アウトドア活動振興条例（平成13年条例第55号）第9条の規定により、平成15年度第2回北海道アウトドアガイド試験を次のとおり実施する。 平成15年8月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 試 験 日 時 詳細は、受験案内によること。 2 試験地及び試験会場 (1) 詳細は、受験案内によること。 (2) 試験会場は、試験申込者に対し受験票により通知する。 3 試験科目及び試験方法 詳細は、受験案内によること。 4 受 験 資 格 詳細は、受験案内によること。 5 受験申込（案内）書の交付期間、提出先及び受付期間 (1) 交 付 期 間 平成15年8月18日（月）から29日（金）まで (2) 提 出 先 北海道総合企画部地域振興室地域政策課 (3) 受 付 期 間 平成15年8月18日（月）から29日（金）まで なお、郵送等の場合は、平成15年8月29日（金）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。 また、受験に関する書類を受理した後は、これを返還しない。 書類に不備があった場合には、受験できないので注意すること。 6 提 出 書 類 (1) 北海道アウトドアガイド試験受験申込書 1部
---	--

- (2) 受験資格証明書など 1 部
- 7 受験手数料
専門分野（実技試験）8,000円（1分野当たり）
上記金額に相当する額面の北海道収入証紙を試験申込書の所定の欄にはり付け、印章又は署名により消印すること。
- 8 受験票の送付 試験申込書を受理したときは、試験場所その他受験上の注意事項を記載した受験票を送付する。
- 9 合格発表 平成15年12月10日（水）本庁及び各支庁において受験番号を掲示して発表する（一部の試験は平成16年3月20日発表予定）。
なお、合格者には、合格証書を送付する。

北海道告示第1430号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年8月15日に一般競争入札の告示を行う自動車リサイクルフォーラム及びリサイクルビジネス展開業務委託契約
- (2) 資 格 自動車リサイクルフォーラム及びリサイクルビジネス展開業務委託に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 業 務 の 種 類

ア 自動車リサイクルフォーラム開催に係る会場設営、出展企業の取りまとめ、運営、アンケート調査集計等の業務

なお、本フォーラムは、「自動車リサイクル技術フォーラム」及び「自動車リサイクル展」により構成する。

(ア) 自動車リサイクル技術フォーラム

- a 日 時 平成15年11月6日（木）及び7日（金）
- b 場 所 アクセスサッポロ（札幌市白石区流通センター4丁目3番55号）
- c 内 容 自動車リサイクル関連事業者・団体及び道による展示会
自動車リサイクルのあり方について報告・提言を行うセミナー

開催

関連事業者の相談を受けるための支援コーナーの設置

(イ) 自動車リサイクル展

- a 日 時 平成15年12月12日（金）から14日（日）まで
- b 場 所 (ア)のbに同じ。
- c 内 容 自動車リサイクルに関する情報提供と意識啓発を目的とする道の企画展示

イ リサイクルビジネス展

- (ア) 日時及び場所 アの(ア)のa及びbに同じ。
- (イ) 内 容 リサイクルビジネス展の会場設営、運営等

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被補佐人又は、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 過去2年間において、国または地方公共団体等からフォーラム等の開催に係る企画運営について業務委託を受けて実施した実績があること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年8月15日（金）から25日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課

イ 提出先の所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-231-4111 内線 24-323

4 資格審査の再申請**(1) 再 申 請 の 事 由**

次のいずれかに該当する者で、引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承したもの
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資

格を有する者であるものに限る。)を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再 申 請 の 方 法 再申請をしようとする者は、3の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 6 資 格 の 喪 失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。 北海道告示第1431号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年8月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 入札に付する事項 (1) 委託をする業務の名称 自動車リサイクルフォーラム及びリサイクルビジネス展開催業務 (2) 委託業務の仕様等 入札説明書による。 (3) 委 託 期 間 契約の日から平成16年1月30日まで (4) 履 行 場 所 アクセスサッポロ（札幌市白石区流通センター4丁目3番55号） 2 入札に参加する者に必要な資格 平成15年北海道告示第1430号に規定する自動車リサイクルフォーラム及びリサイクルビジネス展開催業務に関する資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁赤れんが庁舎2階3号会議室 (2) 入 札 日 時 平成15年8月29日 午後1時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金	(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積った契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便等及び電報による入札は、認めない。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税額等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課 イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-231-4111 内線 24-323 (4) 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがある。 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。
---	---

(7) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1432号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

(経済部所管分 その2)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
1 省エネルギー・新エネルギー普及促進事業 省エネルギーの推進及び新エネルギーの開発・導入の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	省エネルギー及び新エネルギーの普及に関する事業を実施する民間団体等	省エネルギー・新エネルギー普及促進事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 旅費（参加者の旅費は除く。） (2) 講師等謝金 (3) 消耗品費 (4) 印刷製本費 (5) 通信運搬費 (6) 広告宣伝費 (7) 会場・機器使用料及び会場設営費 (8) その他知事が特に認める経費	2分の1以内 （50万円を限度とする。）	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部資源エネルギー課	
2 商工会館等建設事業 地域商工業の振興を図るため、商工会館等の建設事業に対し、予算の範囲内で補助する。	商工会	商工会館等建設事業に要する経費のうち、次に掲げるもの（ただし、道から既存施設に係る移転補償金が支払われる場合は、当該補償金のうち建物部分に係るものを除く。） (1) 建設費 (2) 建物の買収費（買収時の増改築費を含む。） (3) 増改築費（国庫補助事業に係る場合を除く。）	次に掲げる額のうち最も低い額。ただし、現に使用している商工会館等の耐用年数の2分の1を経過していない場合において、新たに商工会館等を建設し、買収し、又は増改築する場合は、別に知事が定める額 (1) 補助対象経費の10分の3（地区内商工業者	共通第8号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 会館建設に関する総会（総代会）の議事録謄本 所要資金調達計画書 市町村補助金に係る市町村予算議決書の抄本又は市町村補助金負担承諾書等 別に指示する様式	共通第8号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 会館建設経過報告書	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

				数が300人未満のもの にあつては、 10分の4) に相当する額				
				(2) 市町村の補助金の額 (地区内商工業者数が300人未満のものにあつては、当該補助金の額に1.3を乗じて得た額)に相当する額				
				(3) 地区内の商工業者数に応じ、次に掲げる額				
				ア 300人未満 1,000万円				
				イ 300人以上 1,000人未満 1,500万円				
				ウ 1,000人以上 5,000人未満 2,000万円				

			エ 5,000 人以上 2,200 万 円				
3 一村一雇用おこし支援事業 市町村が進める地域づくりと連動して中小企業者等が実施する新規開業等を支援することにより、市町村との協働による新たな雇用創出を図るため、予算の範囲内で補助する。	知事から事業計画の認定を受けた事業を実施するために、新規開業等を図る次に掲げる者 (1) 中小企業者 (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に定める中小企業団体 (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に定める特定非営利活動法人 (4) その他支庁長が特に必要と認める団体	事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 賃金 事業の実施にあたり新たに雇い入れた一般被保険者に支払う賃金 (2) 事業費 事業の実施・運営に必要な次に掲げる経費 ア 設備投資資金 イ 運転資金 ウ 試験研究費、開発費	(1) 賃金 1人につき30万円（短時間被保険者は1人につき10万円。） (2) 事業費 2分の1以内（250万円を限度とする。）	共通第2号様式 共通第15号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第28号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
4 温泉観光地活性化モデル事業 温泉観光地の振興と活性化に寄与するため、道内の観光協会又は地域において観光振興を推進する団体が、自らの温泉観光地の魅力づくりを目指して、温泉観光地活性化のために基本ビジ	温泉街を有する、道内の観光協会又は地域において観光振興を推進する団体	補助事業に要する経費のうち、次に掲げるもの（別に定めるものを除く。） (1) 講師又は調査研究員等の外部専門家に対する謝金及び旅費 (2) セミナー、シンポジウム等ワークショップ開催に要する経費（謝金、旅費、会場使用料、機器損料、雑役務費等） (3) 調査研究等の委託費（事業の全て	2分の1以内 （市町村及び観光関係団体等が負担する額の合計額を超えないものとする。） 補助金の額は次のとおり（ただし、知事が特に	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部観光振興課	

ョン又はアクションプログラム策定に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。		を委託するものは除く。) (4) 先進地視察に要する経費（道内視察についてはバス等の借上料、道外視察については旅行費用の3分の1以内) (5) その他事業に要する経費（消耗品費、報告書等作成費、資料購入費、通信運搬費、翻訳料、会場使用料、機器借上料、雑役務費等)	必要と認める場合は、この限りでない。) (1) 基本ビジョン策定の場合50万円以上100万円以内 (2) アクションプログラム策定の場合50万円以上200万円以内				
5 コンベンション誘致促進事業 コンベンション誘致促進とその開催の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	国際又は全国規模のコンベンションを開催する主催者。ただし、次のものは除く。 (1) 国又は地方公共団体が主催するもの (2) 宗教団体又は政治団体が主催・共催するもの (3) 営利目的及び収益目的のもの (4) 他の道費補助を受けるもの (5) その他不適当と認められるもの	次に掲げる国際及び全国規模のコンベンションの開催に要する経費 (1) 学会 (2) 総会 (3) 会議 (4) 大会 (5) 見本市・展示会 (6) その他知事が適当と認めるコンベンション	定額	共通第3号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第3号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部観光振興課	

北海道告示第1433号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地

域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年12月15日までに北海道網走支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) シティ紋別ショッピングセンター 紋別市落石町2丁目4-5ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

北雄ラッキー株式会社 代表取締役社長 桐生 泰夫

札幌市中央区北11条西19丁目36番35号

中道リース株式会社 代表取締役 関 寛

札幌市中央区北1条東3丁目3番地

ホームック株式会社 代表取締役社長 前田 勝敏

札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
北 雄 ラ ッ キー 株 式 会 社	札幌市中央区北11条西19丁目36番35号	代表取締役社長 桐生 泰夫
株 式 会 社 ツ ル ハ	札幌市東区北24条東20丁目1番24号	代表取締役 鶴羽 樹
ホー マ ッ ク 株 式 会 社	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号	代表取締役社長 前田 勝敏

(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成16年4月1日

(5) 大規模小売店舗の店舗面積の合計 9,622㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 746台

イ 駐輪場の収容台数 72台

ウ 荷さばき施設の面積 472㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 151㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
北 雄 ラ ッ キー 株 式 会 社	午前7時30分	午後9時45分
株 式 会 社 ツ ル ハ	午前9時	
ホー マ ッ ク 株 式 会 社	午前7時30分	午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時から午後10時（一部午後9時30分）まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所、入口2箇所、出口2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日 平成15年7月31日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課、北海道網走支庁商工労働観光課及び紋別市商工労働観光課

(2) 縦覧期間 平成15年8月15日(金)から12月15日(月)まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、紋別市は午前9時から午後5時30分まで

北海道告示第1434号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年12月15日までに北海道石狩支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ラルズ 代表取締役 横山 清 札幌市豊平区平岸1条1丁目9番6号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビッグハウス元江別店 江別市元江別本町22

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時（年間60日は午前9時、年間20日は午前7時）

閉店時刻 午後9時（年間60日は午後10時）

(変更後) 開店時刻 午前9時（年間20日は午前7時）

閉店時刻 翌午前0時

(エ) 廃棄物保管施設の容量 96m³
エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日 平成15年7月25日

3 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道釧路支庁商工労働観光課
(2) 縦覧期間 平成15年8月15日(金)から12月15日(月)まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
(3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1436号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成15年8月7日、上川土地改良区の定款の変更を認可した。
平成15年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1437号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（聖台地区基幹水利施設補修）事業の土地改良事業計画を定めた。
その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成15年8月18日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成15年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1438号

道営土地改良（北美岬地区ほ場整備〔担い手育成型〕（区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成15年8月18日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成15年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1439号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、増毛町の行う土地改良（信砂地区小規模土地改良（農業用排水））事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。
その関係書類は、北海道留萌支庁に備え置いて、平成15年8月18日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成15年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1440号

農林水産大臣から家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の種畜証明書を次のとおり交付した旨通報があった。
平成15年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

証明書の番号	名	前	種	類	生年月日	毛	色	検査成績(級)	飼	養	者	の	住	所	及	氏	名
平15北海道臨1	サンディバレーブルーブラッド	ET	ホルスタイン種		14. 2. 8	黒	白	2 級	北広島市	社団法人ジェネティクス北海道道央種雄牛センター							
同 2	マランダデインレーカー	ET	同		14. 5. 1	同		同	同	同							
同 3	スプリングヒルオーティーラウンドアップ		同		14. 7. 15	同		同	同	同							
同 4	ミスターソリッドゴールドリート	ET	同		14. 8. 4	同		同	同	同							
同 5	リバルリ 2176 デューク	ET	同		同	同		同	同	同							
同 6	ラルマディンフォーカス	ET	同		14. 8. 7	同		同	同	同							
同 7	サンディバレーティーティー	ET	同		同	同		同	同	同							
同 8	ボーアイリッシュインクワイアーダラス	ET	同		14. 8. 23	同		同	同	同							
同 9	ライスクレストヘイデン	ET	同		14. 8. 24	同		同	同	同							

北海道告示第1441号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成15年 8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ					
家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜・疑似患畜の別	発生頭数	発 生 の 場 所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患 畜	1	上川郡清水町下羽帯北3線91番地	平成15. 7. 1
同	同	同	1	川上郡標茶町字阿歴内1番地	同
同	同	同	1	上川郡東神楽町字志比内96番地	同 15. 7. 2
同	同	同	1	河東郡音更町字長流枝16番地	同
同	同	同	2	北広島市北の里425番地	同 15. 7. 9
同	同	同	1	足寄郡足寄町喜登牛694番地	同 15. 7.14
同	同	同	1	中川郡豊頃町幌岡620番地	同
同	同	同	1	紋別郡滝上町字サクルー原野南3線57番地	同 15. 7.15
同	同	同	1	河東郡音更町字東土狩北3線10番地	同 15. 7.16
同	同	同	1	根室市双沖1丁目197番地の2	同
同	同	同	1	河東郡音更町中音更基線52番地	同 15. 7.23
同	同	同	1	中川郡幕別町字糠内406番地2	同
同	同	同	1	同 池田町字青山164番地の2	同
同	同	同	1	河東郡鹿追町北鹿追北11線4番地76	同 15. 7.24
同	同	同	4	河西郡芽室町伏美15線41番地	同 15. 7.30

北海道告示第1442号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年 8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ及び周辺機器等 13組（1月当たりの単価）
- (2) 調達する賃借物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 限 平成15年10月1日
- (4) 契 約 期 間 平成15年10月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年9月30日を限度に当該期間を延長することが有り得る。
- (5) 納 入 場 所 北海道水産林務部森林計画課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号で規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 納入した賃借物品について、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部森林計画課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎10階
水産林務部1号会議室
- (2) 入 札 日 時 平成15年9月11日 午後3時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提 出 期 限 平成15年8月29日
- (2) 提 出 場 所 3に同じ。

11 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道水産林務部森林計画課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-231-4111 内線 28-514

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1443号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内666の1・667の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1444号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、廃業等の届出のあった次の建設業の許可を取り消した。

平成15年8月15日

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業の許可の番号	申請区分及び許可取消業種	処分年月日
株式会社昭和工業 伊 藤 勝 春	札幌市中央区北10条西21丁目2-39	般-10 石第6759号	一部廃業 土木、とび・土工、水道施設	平成15. 7. 2
北海道松下システム株式会社 西 原 郁 雄	札幌市白石区平和通14丁目1-23	般・特-12 石第4471号	全部廃業	同
青葉建設株式会社 破産管財人 山 崎 昌 彦	札幌市北区北14条西1丁目1-1	特-12 石第5305号	同	同 15. 7. 3
エスケリーヌ株式会社 倉 内 広 昭	札幌市北区百合が原6丁目1-20	般-13 石第17653号	一部廃業 建築	同
有限会社ユニコ 本 間 文 太	札幌市北区新川4条19丁目4-11	般-15 石第18177号	一部廃業 土木、建築、舗装	同 15. 7. 7
株式会社カズサッポロ 小 川 博 司	札幌市豊平区月寒東1条1丁目7-19	般-13 石第13581号	一部廃業 消防施設	同 15. 7. 8
株式会社石田土木 石 田 利 光	札幌市清田区美しが丘5条9丁目1-10	般-14 石第14405号	全部廃業	同 15. 7. 9
有限会社中村電設 中 村 泰 子	札幌市東区本町2条9丁目2-22	般-14 石第12919号	同	同 15. 7. 10
株式会社三和重機 干 場 和 夫	札幌市厚別区厚別中央3条1丁目12-30	般-13 石第5189号	一部廃業 機械器具設置	同 15. 7. 11
北海道計器工業株式会社 武 田 俊 基	札幌市中央区北5条西17丁目13	般-14 石第1700号	一部廃業 管、機械器具設置	同 15. 7. 14
北海道松下電工テクノサービス株式会社 吉 田 信 行	札幌市北区北7条西5丁目5-3	般-14 石第11426号	全部廃業	同
有限会社砂川板金工業所 砂 川 孝	札幌市厚別区厚別西3条1丁目12-10	般-13 石第15379号	一部廃業 板金	同
株式会社新成テクノ 桑 澤 正 文	札幌市北区北14条西3丁目22	般-13 石第17529号	一部廃業 建築、大工	同 15. 7. 16
有限会社古川建設 古 川 隆 光	札幌市手稲区前田3条8丁目1-13	般-13 石第5503号	全部廃業	同 15. 7. 17
株式会社北幸 松 田 裕 司	札幌市白石区菊水3条1丁目1-17	般-11 石第10127号	同	同 15. 7. 18
有限会社三城建設工業 小笠原 章	札幌市北区篠路町拓北20-163	般-10 石第16364号	同	同
東和工業株式会社 破産管財人 吉 川 正 也	札幌市東区北32条東12丁目1-21	特-14 石第9595号	同	同 15. 7. 25
株式会社プラスト 金 森 泰	石狩市新港南3丁目704-16	般-12 石第14883号	同	同

有限会社エーデーエンジニアリング 佐藤 豊	札幌市手稲区新発寒 7条8丁目4-24	般-12 石第12037号	一部廃業 電気通信、消防施設	平成15. 7.29	卯城建設株式会社 卯城 規伊	剣淵町市街地元町	般・特-13 上第303号	一部廃業 建築、造園	同	15. 7.16
株式会社丸一北一建設 内田 静夫	札幌市中央区大通東 7丁目12-12	般-13 石第17481号	全部廃業	同	かね新尾形置家具店 尾形 良作	士別市大通東8丁目	般-13 上第2387号	全部廃業	同	15. 7.25
株式会社エル技建 松本 健	札幌市豊平区美園4 条2丁目2-31	般-11 石第16703号	同	同 15. 7.30	大谷建設株式会社 大谷 慶廣	旭川市2条西4丁目 1-20	般・特-13 上第18号	一部廃業 造園	同	15. 7.29
株式会社皆善工業 皆川 博文	札幌市北区篠路8条 2丁目6-21	般-14 石第6892号	一部廃業 建築、造園	同 15. 7.31	株式会社四戸建設 四戸 勝美	小平町字小平町146	般-12 留第54号	全部廃業	同	15. 7. 9
函館コンピューター機器販売株式会社 山村 幸生	函館市昭和3丁目32 -26	般-10 渡第3699号	全部廃業	同 15. 7.11	株式会社ミヤタケ 畑中 修平	天塩町字更岸1364- 11	般-14 留第167号	一部廃業 建築	同	
有限会社大谷組 大谷 作美	函館市宇賀浦町3- 21	般-12 渡第1311号	同	同 15. 7.22	北開興産株式会社 鈴木 金生	豊富町大通12丁目	般-11 宗第293号	全部廃業	同	15. 7. 1
株式会社西村鉄建工業 西村 豊	砂原町字掛調度杭崎 220-12	般-12 渡第2060号	一部廃業 土木	同 15. 7.23	株式会社大橋組 滝田 武美	利尻富士町鴛泊字栄 町183	般・特-12 宗第146号	同	同	15. 7.15
野口塗装店 野口 龍雄	函館市亀田港町40- 13	般-11 渡第1174号	全部廃業	同 15. 7.25	株式会社遠塚建設 遠塚谷 嘉憲	稚内市朝日2丁目4 -11	般・特-14 宗第97号	一部廃業 造園	同	15. 7.31
国分工務店 国分 男	函館市湯浜町12-6	般-11 渡第1069号	同	同	株式会社エガシラ 江頭 壽康	北見市美園543	般-13 網第1760号	全部廃業	同	15. 7.16
株式会社エムケー建設 神山 正夫	共和町宮丘88-30 1 丁目6-10	般-11 後第1348号	同	同 15. 7. 1	若林建設株式会社 破産管財人 今泉 賢治	北見市寿町2丁目6 -23	特-12 網第510号	同	同	15. 7.18
山田建設株式会社 中島 衛	真狩村字真狩117- 41	般-13 後第496号	同	同 15. 7.10	株式会社更生鉄工所 破産管財人 吉川 忠利	苫小牧市一本松4- 8	般-13 胆第47号	同	同	15. 7. 2
有限会社近野左官工業所 近野 進	美唄市東3条北1丁 目2-2	般-13 空第600号	同	同 15. 7. 2	株式会社丸久 佐藤 満久	苫小牧市光洋町1丁 目7-14	般-14 胆第469号	一部廃業 鋼構造物	同	15. 7. 7
有限会社相内鉄筋工業所 佐藤 哲雄	滝川市大町3丁目2 -32	般-13 空第327号	同	同 15. 7. 3	株式会社豊建設 相田 芳訓	平取町字豊糠23-4	般-14 日第421号	一部廃業 とび・土工	同	15. 7.29
有限会社渡部組 渡部 かず子	深川市2条12-6	般-12 空第1263号	同	同 15. 7. 9	株式会社遠藤産業 遠藤 久雄	帯広市西20条南3丁 目50-3	般-14 十第2932号	全部廃業	同	15. 7. 1
空知建設株式会社 吉岡 明	三笠市唐松町1丁目 351	般・特-14 空第482号	同	同 15. 7.11	有限会社博永建設 中村 幸博	幕別町札内中央町 527-10	般-10 十第3186号	同	同	15. 7.16
新治建設有限会社 高橋 新治	砂川市吉野2条南8 丁目1-10	般-10 空第3138号	一部廃業 とび・土工、造園、 水道施設	同 15. 7.15	有限会社アスロード 桑原 廣	帯広市西23条南3丁 目28-5	般-14 十第3404号	同	同	15. 7.29
株式会社サンテックス 高田 誠	砂川市西1条南21丁 目4-34	般-12 空第1346号	一部廃業 左官	同 15. 7.23	大拓機械建設株式会社 中川 光朗	音更町大通20丁目3 -29	般-11 十第1673号	同	同	15. 7.31
株式会社浜田製作所 濱田 猛詞	美瑛町字下宇莫別第 3	般-14 上第2924号	一部廃業 建築	同 15. 7. 7	カネ百北菱開発株式会社 蛭子 茂	釧路市材木町22-27	般-13 釧第2078号	同	同	15. 7. 1
有限会社沖澤組 沖澤 勇	旭川市神居8条14丁 目	般-12 上第2752号	全部廃業	同 15. 7.11	厚浜木材加工協同組合 鈴木 通夫	浜中町茶内旭3丁目 1	特-12 釧第1740号	同	同	15. 7.22
弘徳建設株式会社 岸田 和彦	旭川市6条通2丁目 2471-5	般・特-13 上第501号	一部廃業 土木	同 15. 7.15	北海道告示第1445号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。					

平成15年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）
パーソナルコンピュータ 15台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契 約 期 間 平成15年10月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成18年9月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納 入 場 所 北海道建設部建築整備室

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 納入した賃貸借物品に関し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部建築整備室計画管理課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁9階建設部建築整備室入札室
- (2) 入 札 日 時 平成15年8月29日 午前10時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提 出 期 限 平成15年8月26日
- (2) 提 出 場 所 3に同じ。

11 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道建設部建築整備室計画管理課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-231-4111 内線 29-864
- (4) 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがある。
- (5) この告示の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1446号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

(建設部所管分 その2)

補助金等を交付する事業又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
1 土地区画整理推進事業 中心市街地活性化法に規定される基本計画を策定する市町村が施行する土地区画整理事業の施行を推進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が土地区画整理事業を行う場合における次に掲げる経費 (1) 工事費 ア 本工事費 (ア) 街路工 (イ) 橋りょう工 (ウ) 舗装工 (エ) 整地工 (オ) 河川工 (カ) 公園工 イ 補償費 ウ 附帯工事費 エ 測量及び試験費 オ 機械器具費 カ 営繕費 キ 換地諸費 (2) 事務費	4分の1以内	共通第2号様式 共通第9号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第9号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 建設部都市環境課	
2 電線類地中化推進事業 都市内の電線類地中化を推進するため、予算の範囲内で補助する。	市町	電線類地中化事業に要する経費のうち、電力事業、通信事業等の用に供する電線類の施設費及び敷設等に要する経費（電線管理者が負担する経費を除く。）	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 建設部都市環境課	
3 市街地再開発事業 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業及び市街地環境の整備改善に資する良好な建築物の整備を促進するため、予算の範囲内で補助する。						提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 建設部建築指導課	
(1) 市街地再開発基本計画	市町村	市街地総合再生基本計画、コーディネ	6分の1以内	共通第18号様式	共通第29号様式		

作成等事業		ート業務、基本計画及び推進計画並びに地区再生計画、街区整備計画及び事業化促進計画の作成に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの		共通第20号様式 建設第3号様式 別に指示する様式	共通第31号様式 建設第3号様式 別に指示する様式		
(2) 市街地再開発事業	市町	市町が市街地再開発事業を施行する場合又は市町が当該事業を施行している若しくは施行しようとする者に対し補助する場合において、当該事業に要する次に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 調査設計計画費 (2) 土地整備費 (3) 共同施設整備費 (4) (1)から(3)までに係る附帯事務費	6分の1以内 (政令指定都市の新規採択にあつては、9分の1以内)	共通第20号様式 建設第4号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 建設第4号様式 別に指示する様式		
(3) 優良建築物等整備事業及び地区再開発事業	市町村	市町村が優良建築物等整備事業若しくは地区再開発事業を施行する場合又は市町村がこれらの事業を施行する者に対して補助する場合において、当該事業に要する次に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 調査設計計画費 (2) 土地整備費 (3) 共同施設整備費 (4) 耐震整備費 (5) (1)から(4)までに係る附帯事務費	6分の1以内 (政令指定都市の新規採択にあつては、9分の1以内) ただし、(4)の経費及び(4)の経費に係る附帯事務費にあつては、12分の1以内 (政令指定都市の新規採択にあつては、18分の1以内)	共通第20号様式 建設第5号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 建設第5号様式 別に指示する様式		
(4) 人にやさしいまちづくり整備計画作成事業	市町村	人にやさしいまちづくり整備計画の作成に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの	6分の1以内	共通第18号様式 共通第20号様式 建設第3号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 建設第3号様式 別に指示する様式		
(5) 人にやさしいまちづくり事業	市町村	市町村が人にやさしいまちづくり事業を行う場合又は市町村が当該事業若しくは認定建築物の整備事業を施行する者に	6分の1以内 (政令指定都市の新規採択にあ	共通第20号様式 建設第10号様式 別に指示する様	共通第29号様式 共通第31号様式 建設第10号様式		

		対して補助する場合において、当該事業に要する次に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 屋内外の移動システムの整備費 (2) (1)に一体のパブリックスペースの整備費	っては、9分の1以内)	式	別に指示する様式		
--	--	--	-------------	---	----------	--	--

北海道告示第1447号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 26台（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 借 上 期 間 平成15年9月24日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年9月22日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納 入 場 所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 納入した賃貸借物品に関し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階建設部会議室
- (2) 入 札 日 時 平成15年9月2日 午前10時30分
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提 出 期 限 平成15年8月26日
- (2) 提 出 場 所 3に同じ。

11 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道建設部総務課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-231-4111 内線 29-124

- (4) この告示の内容は予定であり、変更することが有り得る。
(5) この入札の執行は、公開する。
(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1448号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 作業種類 公共測量（1・2・3級基準点測量）
2 作業期間 平成15年7月11日から10月28日まで
3 作業地域 長万部町

北海道告示第1449号

室蘭開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 作業種類 公共測量（1・2・3級基準点測量）
2 作業期間 平成15年8月21日から平成16年2月23日まで
3 作業地域 苫小牧市

北海道告示第1450号

旭川開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 作業種類 公共測量（3・4級基準点測量）
(2) 作業期間 平成15年7月11日から11月13日まで
(3) 作業地域 旭川市

- 2(1) 作業種類 公共測量（3級基準点測量）

- (2) 作業期間 平成15年7月11日から11月20日まで
(3) 作業地域 富良野市

北海道告示第1451号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 作業種類 基本測量（湖沼湿原調査）
2 作業期間 平成15年9月1日から12日まで
3 作業地域 厚岸町及び浜中町

北海道告示第1452号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成15年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 起業者の名称 帯広市
2 事業の種類 帯広市新図書館建設事業（以下「本件事業」という。）
3 起 業 地
(1) 収 用 の 部 分 帯広市西2条南13丁目、南14丁目及び西3条南13丁目地内
(2) 使 用 の 部 分 なし
4 事業認定の理由
(1) 法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、法第3条第22号に掲げる「図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館」に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。
(2) 法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である帯広市は、一般会計等により既に必要な財源措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる利益

帯広市図書館は、地域社会の発展と生涯学習の振興を目指し、教育・文化施設として極めて重要な役割を担っているが、建物の老朽化が進み、敷地も狭隘であるため、これに対応するために必要な大規模改修（増改築）が不可能であり、図書館サービス

の向上と市民が望むサービスの提供が困難な状況にある。移転して新たに建設することにより、市民が利用しやすく開かれた新しい図書館として、また、生涯学習の拠点ともなり得る。

本件事業は、老朽化が進んだ既存の図書館を移転して新たに建設する事業であり、市民が利用しやすく開かれた交流型の新しい図書館としてサービスの提供が図られることから、本事業により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

失われる利益としては、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えられる。しかしながら、本件事業の起業地は帯広駅前の未利用地であり、周辺は商業地域で民家等が見られないことから、周辺環境への影響は極めて小さいものと認められる。

ウ 本件事業の起業地

起業地は、市民をはじめ周辺住民が様々な形で利用できる開放型の新しい図書館として必要とされる環境条件、交通条件等に基づき、3候補地について比較検討した上で選定されていることから、当該起業地を本件事業に用いることが相当であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益を、ウで述べた事項を踏まえて比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

本件事業は、帯広市の総合計画等に合致しており、緊急に整備すべき公益性の高い事業と認められ、また、起業地の範囲は図書館として必要な最小限の範囲であって収用の手段を講じることが合理的であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(1)から(4)までで述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断されるため、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する 帯広市役所

図面の縦覧場所

北海道告示第1453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示

の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 旭川芦別線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
深川市音江町字菊岡579番1地先から 芦別市新城町606番1地先まで	前	18.00mから 63.00mまで	760.00m	—
	後	18.00mから 63.00mまで	760.00m	—
	後	23.00mから 65.00mまで	789.00m	—

北海道告示第1454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 上士幌土幌音更線	河東郡上士幌町字上音更東4線270番1地先(河川敷地)から 河東郡上士幌町字上音更東2線268番1地先まで 河東郡音更町駒場南4条通3番1地先から 河東郡音更町駒場南4条通2番1地先まで	平成15. 8.15
道道 幸徳大樹停車場線	広尾郡大樹町字大全52番1地先から 広尾郡大樹町字大全32番1地先まで	同
道道 十 弗 浦 幌 線	十勝郡浦幌町字幾栄266番1地先から 十勝郡浦幌町字幾栄268番1地先まで	同

北海道告示第1455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路 線 名 区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
奥 尻 島 線 奥尻郡奥尻町字球浦112番1地先（河川敷地）から奥尻郡奥尻町字球浦95番地先まで	前	11.25mから12.50mまで	271.13m	—	北海道函館土木現業所
奥尻郡奥尻町字球浦112番1地先（河川敷地）から奥尻郡奥尻町字球浦95番地先まで	後	11.29mから20.90mまで	271.13m	—	

公 告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。
平成15年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 事業概要

- (1) 業 務 名 北海道長距離自然歩道標識類統一デザイン作成業務
- (2) 業務内容 北海道長距離自然歩道としての統一イメージを創出し利用者に対して分かりやすい整備に資するため、北海道長距離自然歩道で整備する標識類の統一デザインを作成する。
- (3) 履行期限 委託契約締結日から1箇月以内

2 参加資格及び選定基準

- (1) プロポーザルの提出者に要求される資格
- ア 過去5年間（平成10年度から平成14年度まで）に官公庁又は民間企業と本業務に類似する業務の契約・履行実績がある法人又は団体若しくは個人
- イ 道内に営業・運営拠点を持つ法人又は団体若しくは個人
- (2) 選定基準
- ア 標識類の統一デザインの考え方
- イ 施設の整備に関する専門的な知識
- ウ 業務処理能力

3 手続等

- (1) 担当部課
郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部環境室自然環境課
電話番号 011-231-4111 内線 24-371
- (2) 企画提案に係る説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
- ア 交付期限 平成15年8月15日（金）から22日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
- イ 交付場所 (1)に同じ。

- ウ 交付方法 直接交付する（郵送等可）。
- (3) 資格審査申請書の提出期限、提出場所及び提出方法
- ア 提出期限 平成15年8月22日（金）午後5時必着
- イ 提出場所 (1)に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便等に限る。）による。
- (4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
- ア 提出期限 平成15年9月5日（金）午後5時必着
- イ 提出場所 (1)に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便等に限る。）による。
- 4 その他
詳細は、企画提案に係る説明書による。

支 庁 告 示

北海道網走支庁告示第16号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年8月15日

北海道網走支庁長 毛 利 明 雄

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 網走郡女満別町字昭和69番4 ほか9筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 網走郡女満別町西3条4丁目1番1号 女満別町土地開発公社 理事長 高橋 正幸
- 3 開発許可年月日及び番号 平成15年4月1日 網建指第15-1号

札 幌 医 科 大 学 告 示

札幌医科大学告示第59号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年8月15日	
札幌医科大学長 秋 野 豊 明	
1 入札に付する事項	
(1) 売払をする物品の名称及び数量	
名称・数量 洗濯脱水機（1台）、乾燥機（2台）、シーツロール機（1台）及びシーツフォルダー（1台）	
(2) 売払する物品の規格等 入札説明書による。	
(3) 売 払 期 限 平成15年10月3日（金）	
(4) 売 払 場 所 札幌医科大学附属病院病院課地下一階洗濯室	
2 入札に参加する者に必要な資格	
次のいずれにも該当すること。	
(1) 道税を滞納している者でないもの	
(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。	
3 契約条項を示す場所	
札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局病院課	
4 入札執行の場所及び日時	
(1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学附属病院臨床第1B会議室	
(2) 入 札 日 時 平成15年8月28日（木）午後4時30分	
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。	
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。	
5 入 札 保 証 金	
(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。	
(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。	
6 入札説明書の交付に関する事項	
(1) 交 付 場 所 3に同じ。	
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。	
7 郵便等による入札	
郵便等及び電報による入札は、認めない。	
8 落札者の決定方法	
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格を最低として、最高の価格をもつ	
て入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。	
9 契約書作成の要否	
要	
10 入札参加申込書の提出期限及び場所	
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。	
(1) 提 出 期 限 平成15年8月26日（火）午前10時	
(2) 提 出 場 所 3に同じ。	
11 そ の 他	
(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い	
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。	
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
ア 名 称 札幌医科大学事務局病院課	
イ 所 在 地 郵便番号 060－8556 札幌市中央区南1条西16丁目 電話番号 011－611－2111 内線 3128	
(4) この入札の執行は、公開する。	
(5) 詳細は、入札説明書による。	
札幌医科大学告示第60号	
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	
平成15年8月15日	
札幌医科大学長 秋 野 豊 明	
1 入札に付する事項	
(1) 物品の解体撤去運搬等の名称及び数量	
ア 名 称 洗濯用器機の解体・撤去・運搬等	
イ 数 量 一式	
(2) 物品の解体・撤去・運搬等の名称及び数量 入札説明書による。	
(3) 解体・撤去・運搬期限 平成15年10月3日（金）	

- (4) 撤 去 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 道税を滞納している者でないもの
- (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所
札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局病院課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目
札幌医科大学附属病院臨床第1B会議室
- (2) 入 札 日 時 平成15年8月28日（木）午後4時45分
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便等による入札
郵便等及び電報による入札は、認めない。
- 8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 入札参加申込書の提出期限及び場所
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
- (1) 提 出 期 限 平成15年8月26日（火）午前10時
- (2) 提 出 場 所 3に同じ。
- 11 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 札幌医科大学事務局病院課
- イ 所 在 地 郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西16丁目
電話番号 011-611-2111 内線 3128
- (4) この入札の執行は、公開する。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

札幌医科大学告示第61号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年8月15日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
遺伝子導入装置 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 限 平成15年9月10日（水）
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。
- 3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課入札室 (2) 入 札 日 時 平成15年8月27日（水）午前10時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便等又は電報による入札は、認めない。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 入札参加申込書の提出期限及び場所 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 (1) 提 出 期 限 平成15年8月26日（火） (2) 提 出 場 所 3に同じ。 11 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に	相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 札幌医科大学事務局管財課 イ 所 在 地 郵便番号 060－8556 札幌市中央区南1条西17丁目 電話番号 011－611－2111 内線 2253 (4) この入札及び契約を中止することが有り得る。 (5) この公告の内容は、予定であり、変更することが有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 <tr><td colspan="2" data-bbox="1083 584 2063 660">道教育庁十勝教育局告示</td></tr> <tr><td colspan="2" data-bbox="1083 660 2063 1481"> 北海道教育庁十勝教育局告示第6号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年8月15日 北海道教育庁十勝教育局長 井 川 弘 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 特殊学校校内LAN整備に係る物品購入 パーソナルコンピューター式（37台）及び周辺機器7点 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成15年10月31日（金） (4) 納 入 場 所 北海道帯広養護学校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入等の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを示した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを示した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第 </td></tr>	道教育庁十勝教育局告示		北海道教育庁十勝教育局告示第6号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年8月15日 北海道教育庁十勝教育局長 井 川 弘 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 特殊学校校内LAN整備に係る物品購入 パーソナルコンピューター式（37台）及び周辺機器7点 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成15年10月31日（金） (4) 納 入 場 所 北海道帯広養護学校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入等の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを示した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを示した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第	
道教育庁十勝教育局告示					
北海道教育庁十勝教育局告示第6号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年8月15日 北海道教育庁十勝教育局長 井 川 弘 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 特殊学校校内LAN整備に係る物品購入 パーソナルコンピューター式（37台）及び周辺機器7点 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成15年10月31日（金） (4) 納 入 場 所 北海道帯広養護学校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入等の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを示した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを示した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第					

167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年8月15日から28日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080－0803 北海道帯広市東3条南3丁目
北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目
北海道十勝支庁4階教育局会議室

(2) 入 札 日 時 平成15年9月11日（木）午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めによるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

可（ただし、平成15年9月10日までに必着のこと。）

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 郵便等による入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

(3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 080－0803 北海道帯広市東3条南3丁目
電話番号 0155－24－3111 内線 3117

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第93号

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年8月15日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

「同 社団杏和 同 東5条南20丁目1番地 57.12. 8
会近藤病院 」を

「同 社団杏和 同 東5条南20丁目1番地 57.12. 8
会おびひろ呼吸器科 内科病院 」に、

「登別市養護老人ホーム恵寿園 同 川上町277の1 57.12. 8

を

特別養護老人ホーム 恵望園	恵庭市柏木426の6	同			第11条（見出しを含む。）及び第15条（見出しを含む。）中「郵送」を「郵送等」に改める。
「登別市養護老人ホーム恵寿園	同	川上町277の1	57.12. 8		附 則
社会福祉法人彩咲会 ケアハウスアンデル センの丘	同	富岸町1丁目7番地8	平15. 8. 5	に、	この規程は、公布の日から施行する。
特別養護老人ホーム 恵望園	恵庭市柏木426の6		57.12. 8	」	
「特別養護老人ホーム 羊蹄ハイツ	同	倶知安町字峠下113の2	57.12. 8		
岩内町特別養護老人 ホーム	岩内郡岩内町字野束69の4	同		を	
「特別養護老人ホーム 羊蹄ハイツ	同	倶知安町字峠下113の2	57.12. 8		
同	岩内郡共和町南幌似57番地13	平15. 8. 5		に改める。	
みのりの里共和					
岩内町特別養護老人 ホーム	同	岩内町字野束69の4	57.12. 8	」	

石狩後志海区漁業調整 委 員 会 告 示					
石狩後志海区漁業調整委員会告示第1号					
石狩後志海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。					
平成15年8月15日					
石狩後志海区漁業調整委員会会長 中 村 東 伍					
石狩後志海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程					
石狩後志海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成7年石狩後志海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。					
第5条の見出し中「郵送」を「郵送等」に改め、同条第1項中「郵送」の次に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による送付（以下「郵送等」という。）」を加える。					

石狩後志海区漁業調整 委 員 会 指 示																						
石狩後志海区漁業調整委員会指示第1号																						
石狩支庁管内浜益村の浜益川河口付近における「さけ・ます」採捕について漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。																						
平成15年8月15日																						
石狩後志海区漁業調整委員会会長 中 村 東 伍																						
石狩支庁管内浜益村の浜益川河口付近で、次表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間は「さけ・ます」を採捕してはならない。ただし、北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）第45条の規定により、北海道知事の許可を受けたものが採捕する場合は、この限りでない。																						
<table><tr><td colspan="2">区 域</td><td colspan="2" rowspan="2">沖 合</td><td rowspan="3">期 間</td></tr><tr><td colspan="2">河 口 及 び 沿 岸</td></tr><tr><td>左 海 岸</td><td>右 海 岸</td><td>左 方</td><td>右 方</td></tr><tr><td>100m</td><td>200m</td><td>280°00′</td><td>280°00′</td><td>300m</td><td>平成15年9月5日から10月22日まで</td></tr></table>						区 域		沖 合		期 間	河 口 及 び 沿 岸		左 海 岸	右 海 岸	左 方	右 方	100m	200m	280°00′	280°00′	300m	平成15年9月5日から10月22日まで
区 域		沖 合		期 間																		
河 口 及 び 沿 岸																						
左 海 岸	右 海 岸	左 方	右 方																			
100m	200m	280°00′	280°00′	300m	平成15年9月5日から10月22日まで																	
この表による河口付近の区域は、左海岸と右海岸の当該距離の点と、その点からそれぞれ当該沖合方位における当該沖合距離の点を結んだ線及びそれぞれの当該沖合の点を結んだ線によって囲まれた海面をいう。																						

檜山海区漁業調整委員会 告 示					
檜山海区漁業調整委員会告示第1号					
檜山海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。					
平成15年8月15日					
檜山海区漁業調整委員会会長 大 谷 實					

檜山海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

檜山海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成7年檜山海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「郵送」を「郵送等」に改め、同条第1項中「郵送」の次に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による送付（以下「郵送等」という。）」を加える。

第11条（見出しを含む。）及び第15条（見出しを含む。）中「郵送」を「郵送等」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

網走海区漁業調整委員会 告 示

網走海区漁業調整委員会告示第1号

網走海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成15年8月15日

網走海区漁業調整委員会会長 杉 森 隆

網走海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

網走海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成7年網走海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「郵送」を「郵送等」に改め、同条第1項中「郵送」の次に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による送付（以下「郵送等」という。）」を加える。

第11条（見出しを含む。）及び第15条（見出しを含む。）中「郵送」を「郵送等」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

留萌海区漁業調整委員会 告 示

留萌海区漁業調整委員会告示第1号

留萌海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成15年8月15日

留萌海区漁業調整委員会会長 千 葉 光 悦

留萌海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

留萌海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成7年留萌海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「郵送」を「郵送等」に改め、同条第1項中「郵送」の次に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による送付（以下「郵送等」という。）」を加える。

第11条（見出しを含む。）及び第15条（見出しを含む。）中「郵送」を「郵送等」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第109号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年8月15日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
背広服 2,196着
- 2 落札を決定した日
平成15年7月16日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 榎本商事株式会社

(2) 住 所 札幌市中央区南2条西10丁目3番地1

4 落札金額
54,347,706円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
平成15年北海道警察本部告示第71号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第110号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年8月15日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

警備艇いしかり機関部（GM16V-92T A型）定期検査 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 履 行 期 日 平成15年11月10日

(4) 履 行 場 所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入（産業用機械器具類の機械修繕に限る。）又は船舶の建造又は修理のいずれかの資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) GM16V-92T A型の分解検査及び修理について、当該機関の製造業社と業務提携していること。

(4) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする

者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年8月22日から9月17日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部装備課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課）

(2) 入 札 日 時 平成15年9月25日 午後2時（送付による場合は、必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部施設課
イ 所 在 地 郵便番号 060－8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011－251－0110 内線 2282

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- A. The nature and quantity of the services to be procured : Patrol Boat ISHIKARI (Model GM16V-92TA) engine inspection and repair services
B. Bid tendering time and date : 2:00 P. M., September 25, 2003
C. For further information, please contact : Facilities Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2282

正 誤

○平成15年8月5日（第1490号）

北海道告示第1386号（特定調達契約に係る入札の公告）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
29 右 30
誤 ウ 構成員の制限
正 ウ 構成員等の制限

ページ 欄 行

29 右 31
誤 構成員
正 構成員及び協力企業

ページ 欄 行
30 左 19
誤 別紙3
正 入札説明書別紙4

○平成15年8月8日（第1491号）

北海道告示第1393号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄
66 右
誤

1 常勤職員給与				
(2) 護 師				
(3) 医療技術員				
(4) そ の 他				

正

1 常勤職員給与				
(1) 医 師				
(2) 看 護 師				
(3) 医療技術員				
(4) そ の 他				